

紙附

條二普通第六六號

昭和十七年五月十九日

外務省 條約局長

朝鮮總督府司政局長 殿

敵國及敵性國調ニ關スル件

本件ニ關シ二月二十三日附條二普通第一九號ヲ以テ一覽表送付致
置タル處今般該表ニ追補ヲ爲シテ別表ヲ作成セルニ付右一部茲ニ
送付ス

外務省

(日本標準規格 B5)

REEL No. A-1080

アジア歴史資料センター

國名	帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
「メキシコ」	國斷	交昭和十六年十二月十一日
「パナマ」	國宣	戰同年十二月十七日
「ベルギー」	國宣	交同年十二月十八日
「ギリシア」	國斷	戰同年十二月二十日 (當該國時間)
「ヴェネズエラ」	國斷	交同年十二月二十三日
「ペル」	國斷	交同年十二月三十一日 (當該國時間)
「ウルグアイ」	國斷	交昭和十七年一月二十四日 (當該國時間)
「ブラジル」	國斷	交同年一月二十五日 (當該國時間)
「ボリヴイア」	國斷	交同年一月二十八日 (當該國時間)
「エクアドル」	國斷	交同年一月二十九日 (當該國時間)
「パラグアイ」	國斷	交同年一月三十日 (當該國時間)

國名	帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
「イラーク」	國斷	交昭和十六年十一月十六日 (當該國時間)
「エジプト」	國斷	交同年十二月八日
「コロンビア」	國斷	交同年十二月八日 (當該國時間)
「キューバ」	國宣	戰同年十二月八日 (當該國時間) (認定)
「ドミニカ」	國宣	戰同年十二月八日 (當該國時間) (認定)
「ホンデユラス」	國宣	戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「グアテマラ」	國宣	戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「コスタリカ」	國宣	戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「ニカラグア」	國宣	戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「サルヴァドル」	國宣	戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「ハイティ」	國宣	戰同年十二月十日
「オランダ」	國宣	戰同年十二月十日

「ノルウェー」 断交 昭和十七年三月三十日
「イラン」 断交 同年四月十三日（當該断交時間）

REEL No. A-1080

0312

アジア歴史資料センター

別紙添附

條二普通第八六號

昭和十七年六月二十九日

外務省條約局長

朝鮮總督府司政局長 殿

敵國及敵性國調ニ關スル件

本件ニ關シ五月十九日附條二普通第六六號ヲ以テ一覽表ヲ送付致
置タル處今般該表ニ追補ヲ爲シテ別表ヲ作成セルニ付右一部茲ニ
送付ス

外務省

日本標準規格 B5

REEL No. A-1080

アジア歴史資料センター

國名	帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
米國、英國、蘇州、聯邦、「カナダ」、南阿聯邦	宣戰	戰昭和十六年十二月八日
「ニュージールランド」	宣戰	戰同

國名	帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
「イラーク」	斷交	交昭和十六年十一月十六日（當該國時間）
「エジプト」	斷交	交同年十二月八日
「コロンビア」	宣戰	交同年十二月八日（當該國時間）
「キューバ」	宣戰	戰同年十二月八日（當該國時間）（認定）

「ドミニカ」	宣戰	戰昭和十六年十二月八日（當該國時間）（認定）
「ホンデュラス」	宣戰	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「グアテマラ」	宣戰	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「コスタ・リカ」	宣戰	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「ニカラグア」	宣戰	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「サルヴァドル」	宣戰	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「ハイチ」	宣戰	戰同年十二月十日
「オランダ」	宣戰	戰同年十二月十日
「メキシコ」	斷交	交同年十二月十一日
「パナマ」	宣戰	戰昭和十六年十二月十七日
「ベルギー」	斷交	交同年十二月十八日
「ギリシア」	斷交	戰同年十二月二十日（當該國時間）
		交同年十二月二十三日

「イラン」國斷
 「トルウェー」國斷
 「パラグアイ」國斷
 「エクアドル」國斷
 「ボリヴィア」國斷
 「ブラジル」國斷
 「ウルグアイ」國斷
 「ペルー」國斷
 「ヴェネズエラ」國斷

「イラン」國斷	交同年四月十三日（當該國時間）
「トルウェー」國斷	交同年三月三十日
「パラグアイ」國斷	交同年一月三十日（當該國時間）
「エクアドル」國斷	交同年一月二十九日（當該國時間）
「ボリヴィア」國斷	交同年一月二十八日（當該國時間）
「ブラジル」國斷	交同年一月二十八日（當該國時間）
「ウルグアイ」國斷	交同年一月二十五日（當該國時間）
「ペルー」國斷	交昭和十七年一月二十四日（當該國時間）
「ヴェネズエラ」國斷	交昭和十六年十二月三十一日（當該國時間）



別紙添附

條二普通第七八號

昭和十八年二月十七日

外務省條約局長

朝鮮總督府司政局長 殿

帝國ト宣戰又ハ國交斷絶國一覽表送付ノ件

本件ニ關シ客年六月二十九日附條二普通第八六號ヲ以テ一覽表ヲ送付致置タル處今般該表ニ追補ヲ爲シテ別表ヲ作成セムニ付右一部玆ニ送付ス

(日本標準規格B5)

外務省

國名	帝國ヨリ宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
「イラーク」國	宣戰	昭和十六年十一月十六日(當該國時間)
「エジプト」國	斷交	同年十二月八日
「コロンビア」國	斷交	同年十二月八日(當該國時間)
國名	帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
米國、英國、濠洲聯邦、「カナダ」、南阿聯邦	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ニュージールランド」	宣戰	同

昭、一八、二、一〇、現在

(日本標準規格B5)

外務省

「ヴェネズエラ」	國斷	交昭和十六年十二月三十一日（當該國時間）
「ベルギー」	國斷	交昭和十七年一月二十四日（當該國時間）
「ウルグアイ」	國斷	交同年一月二十五日（當該國時間）
「ブラジル」	國斷	交同年一月二十八日（當該國時間）
「ボリビア」	國斷	交同年一月二十八日（當該國時間）
「エクアドル」	國斷	交同年一月二十九日（當該國時間）
「パラグアイ」	國斷	交同年一月三十日（當該國時間）
「ノルウェー」	國斷	交同年三月三十日
「イラン」	國斷	交同年四月十三日（當該國時間）
「チリ」	國斷	交昭和十八年一月二十日（當該國時間）

外務省

(日本標準規格B5)

「キューバ」	國宣	戰昭和十六年十二月八日（當該國時間）（認定）
「ドミニカ」	國宣	戰同年十二月八日（當該國時間）（認定）
「ホンデュラス」	國宣	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「グアテマラ」	國宣	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「コスタリカ」	國宣	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「ニカラグア」	國宣	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「サルヴァドル」	國宣	戰同年十二月九日（當該國時間）（認定）
「ハイチ」	國宣	戰同年十二月十日
「オランダ」	國宣	戰同年十二月十日
「メキシコ」	國宣	交同年十二月十一日
「パナマ」	國宣	戰昭和十七年五月二十二日（當該國時間）
「ベルギー」	國宣	戰昭和十六年十二月十七日
「ギリシヤ」	國宣	交同年十二月十八日
		戰同年十二月二十日（當該國時間）
		交同年十二月二十三日

外務省

(日本標準規格B5)

REEL No. A-1080

別紙添附

條二普通第九三號

昭和十八年三月一日

外務省條約局長

朝鮮總督府司政局長 殿

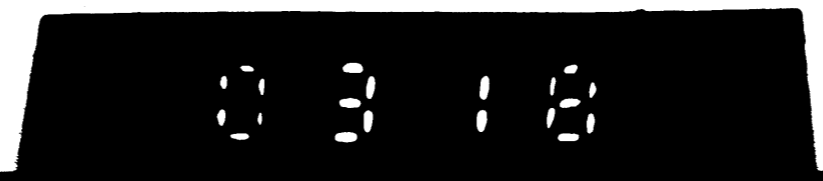
敵國及斷交國一覽表送付ノ件

本件ニ關シ客月十七日附條二普通第七八號ヲ以テ一覽表ヲ送付致置タル處今般該表ニ改訂ヲ加ヘ別表ヲ作成セルニ付右一部茲ニ送付ス

外務省

（日本標準規格B5）

REEL No. A-1080



アジア歴史資料センター

敵國及斷交國一覽表 (昭和十八年二月二十日現在)

條約局 第二課調

國名	米國、英國、濠洲聯邦、 「カナダ」、南阿聯邦、 「ニュージールランド」	帝國ヨリ宣 戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
「イラーク」國	宣戰	昭和十六年十一月十六日 (當該國時間)	
「エジプト」國	斷交	昭和十八年一月十七日 (當該國時間)	
「ギリシヤ」國	宣戰	昭和十六年十二月八日 (當該國時間)	
「コロンビア」國	宣戰	昭和十六年十二月八日 (當該國時間)	
「キューバ」國	宣戰	昭和十六年十二月八日 (當該國時間)	
「ドミニカ」國	宣戰	昭和十六年十二月八日 (當該國時間)	
「ホンデュラス」國	宣戰	昭和十六年十二月八日 (當該國時間)	
「グアテマラ」國	宣戰	昭和十六年十二月九日 (當該國時間)	
「ニカラガ」國	宣戰	昭和十六年十二月九日 (當該國時間)	
「コスタ・リカ」國	宣戰	昭和十六年十二月九日 (當該國時間)	
「サルヴァドル」國	宣戰	昭和十六年十二月九日 (當該國時間)	
「ハイチ」國	宣戰	昭和十六年十二月十日 (當該國時間)	
「オランダ」國	宣戰	昭和十六年十二月十日 (當該國時間)	
「メキシコ」國	宣戰	昭和十七年五月二十一日 (當該國時間)	
「パナマ」國	宣戰	昭和十六年十二月十七日 (當該國時間)	
「ベルギー」國	宣戰	昭和十七年十二月十八日 (當該國時間)	
「ギリシヤ」國	宣戰	昭和十七年十二月二十日 (當該國時間)	
「ラトヴィヤ」國	宣戰	昭和十七年十二月二十三日 (當該國時間)	
「リトアニア」國	宣戰	昭和十七年十二月三十一日 (當該國時間)	
「エストニア」國	宣戰	昭和十七年一月二十四日 (當該國時間)	
「ラトヴィヤ」國	宣戰	昭和十七年一月二十五日 (當該國時間)	
「リトアニア」國	宣戰	昭和十七年一月二十八日 (當該國時間)	
「エストニア」國	宣戰	昭和十七年一月二十九日 (當該國時間)	
「フィンランド」國	宣戰	昭和十七年一月三十日 (當該國時間)	
「アイスランド」國	宣戰	昭和十七年三月三十日 (當該國時間)	
「チリ」國	宣戰	昭和十八年一月二十日 (當該國時間)	

中米

羅典亞米利加ノ宣戰及斷交國ニ於ケル在留邦人近況(三)

17.4.9

(米二、昭一七・四・一)

斷行

國名 (括弧内利益代表國)	宣戰又ハ斷交在留邦人數	在留邦人狀況
(1) コスダリカ (西班牙)	宣戰 (十二月八日)	在留邦人全部十二月中旬巴奈馬ニ送致サル、殘留者ハ入院中ノ病人一名ナルモ全快次第巴奈馬ニ移サ ルル管
(2) キューバ (西班牙)	宣戰 (十二月八日)	(1) 貧困者約十八名ヲ日本人農作手傳ノ爲「イスラ・デ・ビノス」轉任方利益代表處ニ於テ斡旋中

(8) ドミニカ	(7) ホンジュラス	(6) ハイチ	(5) グアテマラ	(4) エルサルバドル (西班牙)	(3) ドミニカ
宣戰 (十二月八日或ハ九日)	宣戰 (十二月八日或ハ九日)	宣戰 (十二月八日)	宣戰 (十二月八日或ハ九日)	宣戰 (十二月八日)	宣戰 (十二月八日)
ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ
シ	シ	シ	シ	シ	シ

(四) 日本人被收容者二名ニシテ若干ノ自由ヲ享有ス

獨、伊人ト共ニ醫察本部ニ收容セラレ居ルモ待遇良好ナリ

4

リ

其ノ後巴奈馬政府ノ收容樞軸國
人待遇劣悪ナル由ノ情報アルモ
真相目下ノ所不明ナリ

S 1.7.0.0 -22 47

3

(9) 巴奈馬官 戰
(西班牙) (十二月九日)

約 三〇〇

(1) 邦人所有財産ハ全部沒收セラレ
タル由ナリ

(2) 巴奈馬政府ハ邦人ノ財産
保護ニ關シ便宜ヲ供與シ一時
政府ニ於テ保管ハルヲ發露セ
ル繼續アリ

(3) 邦人收容所ハ檢疫所内ニ在リテ
男、女別々ニ「テント」生活ヲ
ナシ居リ食事等ニ不自由ナク且
一週間一同約十五分間家族トノ
面會ヲ許可セラレ居レリ

(4) 二月上旬在巴奈馬西班牙代理公
使收容所ヲ訪問セル處邦人ノ保
健狀況良好ニシテ何レモ健在ナ

S 1.7.0.0 -22 46

人ハ全部立退ヲ命ゼラレタル様ナリ
 (例) 二月下旬墨國當麻ハ太平洋沿岸在留邦人ヲ海岸ヨリ一六〇軒以上ノ奥地ニ強制移動セシムル命令ヲ發セル由ナリ

墨西哥 (葡萄牙)	國名	宣戰又ハ斷交 (十二月八日)	在留邦人數	在留邦人狀況
				(例) 低加州在留邦人ノ一部米國へ退去命令ヲ受ケタル模様ナリ (例) 墨西哥市内及其他ノ地點ニ收容中ノ邦人數約三百名内若干ハ一定ノ住居ニ居住ラ命ゼラレ其ノ範圍ニテ行動ハ自由ナリ (例) 一月下旬「サボタージュ」嫌疑ニテ邦人二百名墨國當局ノ嚴重ナル審問ヲ受ケタル模様ナリ (例) 「タンピコ」ヨリ「ミナチトラ」ニ至ル石油地帯ノ輸送管カ須繁ニ破損スル爲同地帯在留邦

件起リタルガ被害ハ主ニ獨逸人ニシテ邦人關係被害ハ正金銀行ノ窓硝子ノ破壊セラレタルノミニテ損害輕微ナリ
 三月十二日大統領令ヲ以テ樞軸國民ノ銀行預金ノ伯刺西爾銀行移管ヲ決定セル所其ノ主要内容左ノ通り
 1、日、獨、伊ノ自然人及法人所有ノ「二一コント」(邦貨約四白圓)以上ノ銀行預金及公的性質ヲ有スル債務ハ左ノ割合ニテ之ヲ伯刺西爾銀行(銀行無キ所ニテハ稅務署)ニ移

(2) 伯刺西爾 斷 (二月廿八日)	(1) 伯刺西爾 斷 (一月廿八日)	國名 宣戰又ハ斷	在留邦人數	在留邦人狀況
交約50000	交約8000			
(1) 三月十二日「リオ、デ、ジャネイロ」其他ニ於テ反樞軸暴動事	(1) 「ポリヴィア」政府ハ斷交通告ニ當リ外國人ニ許與スル全保證ヲ在留邦人ニ與フベキ旨通報セリ (2) 邦商ノ大部分ハ營業ヲ繼續シ居ルモ八、九月ニ至ラバ規模縮少乃至閉店ノ已ムナキニ至ルモト見ラル			

ノ決算ニ於ケル純益ハ前掲指
定ノ率ニ依リ接收セラル
(施行細則ハ未發表ナリ)

管入
ニ「ロント」乃至「ロント」一割
白「コント」迄二割
白「コント」以上三割
右預金ニシテ日、獨、伊自然
人及法人ニ對スル伯國政府ノ
債務ナル場合ハ全額
2、大統領令公布前ノ司法上ノ
決定履行ノ場合ヲ除キ日、獨
伊ノ自然人及法人ニ所屬ス
ル相當價格ノ不動産、債券、
記名株券ニ對スル權利ノ設定
及讓渡ハ無効ナルモ通常ノ行
爲ハ除外スル但シ三ヶ月毎

(6) 秘

露

(一月廿四日)

ニ

場ニ於テ邦人ノ保護ヲ請フべき旨約セリ

(ロ) 二月二十八日郵便當局ハ樞軸國及其ノ占領地帯宛郵便物ヲ取扱ハサル旨發表セリ

(ハ) 在留邦人ニ對スル當局ノ監視ハ斷テ直後ニ比シ幾分緩和セラレタルガ如シ又一般秘露人ハ皇軍ノ大勝果ニ驚キ邦人ニ對シ無用ノ壓迫ヲ加ヘサルヲ得策トスル者ヘ生シツアルモノノ如シ

(ニ) 「カヤオ」近郊兵營ニ收容中ノ邦人ハ商社關係五名、地元在留民三名計八名ニシテ收容狀況良

(5) 秘

ブラグアイ

(一月三十日)

ニ

(4) エクアドル

(一月廿九日)

ニ

(3) コロンビア

(十二月八日)

ニ

(ハ) 「リオ、デ、ジャネイロ」ニ於ケル邦人ノ取扱振リ比較的寛大ナルモ「サンパウロ」ニテハ既ニ百名位ノ邦人逮捕サレタル由ナリ

邦人ノ日常生活ハ自由ニシテ一向無事ナリ寧ニ外國人取締ニ關スル一般指直ニ従フ安アルノミナリ

邦人一同「リオバンバ」町ニ集合居住セシメ居ルモ取扱振リ寛大ニシテ一日一回市役所ニ出頭義務アルノミナリ

(ロ) 「ブラグアイ」政府ハ橋目ノ立

(8) ベネズエラ (西班牙)	十二月廿一日	約 五〇 邦人ハ異狀ナキ由ナリ	(7) ウルグアイ (西班牙)	一月廿五日	約 七〇 好ナラザル由尙邦人一名ハ國外 退去ヲ命セラレタル模様ナリ 大分ノ邦商ハ戰爭勃發前「ブエ ノス、アイレス」ニ引揚ゲ又「土着 邦商ハ「ストック」多量ニテ長期 ノ備ヘアリ、一發ニ差シタル不安 ヲ感シ居ラザル模様ナリ
-----------------------	--------	-----------------------	-----------------------	-------	---

S 1.7.0.0 -22



外機密

13 A 7009-5

電信寫

昭和17 二二七四九 (暗)

馬德里 八月二十日後發
本省 二十一日夜着

東京外務大臣

須磨公使

第九〇七號 (館長符號扱)

(米渡間船舶動靜)

東情報 (十四日紐育發)

一、「ロスアンゼルス」ヨリノ内報ニ依レハ十一日九隻ノ「コンボイ」敵前上陸所要ノ資材ヲ搭載シ濠洲向ケ同港ヲ出發セリ又濠洲ヨリ十一隻ノ「コンボイ」到着セルカ食糧品ノ外「ニュージランド」ヨリノ傷病兵ヲ乗セ居レリ之等ノ内氣候風土不馴ノ爲ノ患者多シ

ニ又濠洲ヨリ別ニ十四隻ノ「コンボイ」五萬五千噸ノ貨物ヲ積ミ「ロスアンゼルス」ニ到着セルカ以上兩「コンボイ」ハ或ハ一ノ大「コンボイ」ヲ形成シ歸來セルヤニ思ハル
獨、伊ニ轉電セリ

本局に
送付
す

政務局調書

國名	保式	日	時
日本	宣戰	昭和十六年十二月八日	
暹羅	宣戰	昭和十六年十二月十一日	
菲律賓	宣戰	昭和十六年十二月十一日	
荷蘭	宣戰	昭和十七年十一月九日	
泰國	宣戰 (泰國一方のみ)	昭和十七年十一月廿五日	
中華民國	宣戰 (中國より一方的のみ)	昭和十八年一月九日	
「ペーパヤ」	宣戰	昭和十六年十二月十三日	
「ハンガリー」	宣戰	昭和十七年十二月十三日	
「ブルガリア」	宣戰	昭和十六年十二月十三日	
白耳	宣戰	昭和十五年五月十日	
和蘭	宣戰	昭和十五年五月十日	

(日本標準規格 B5)

外務省

「ルンペン」	宣戰	昭和十五年五月十日
「ジャバ」	宣戰	昭和十五年四月十日
「スマタラ」	宣戰	昭和十四年九月三十日
「スロバチア」	宣戰	昭和十六年七月三十日
「クロアチア」	宣戰	昭和十六年四月八日
「キリシヤ」	宣戰	昭和十六年四月廿五日

(日本標準規格 B5)

外務省

此の案は
了解
ハシ
シ
シ

昭一八、一〇、二六 條二

敵國及斷交國一覽表ノ改訂ニ關スル件

條約局第二課ニ於テ作成セル敵國及斷交國一覽表ハ各方面特ニ捕獲
審檢等ノ關係ニ於テ帝國ト諸外國トノ戰爭又ハ斷交關係ニ關スル典
據トセラレ來リタル處其ノ後交換船ニ依ル歸朝者ノ齎セル報告等ニ
依リ宣戰又ハ斷交ノ日附等ニ付改訂ヲ要スル點鈔カラサルコト判明
セルニ付此ノ際之ヲ別表ノ通改訂スルコトト致度

(日本標準規格B5)

外務省

條約局長

第二課長



昭一八、一〇、二六 條二

敵國及斷交國一覽表ノ改訂ニ關スル件

條約局第二課ニ於テ作成セル敵國及斷交國一覽表ハ各方面特ニ捕獲
審檢等ノ關係ニ於テ帝國ト諸外國トノ戰爭又ハ斷交關係ニ關スル典
據トセラレ來リタル處其ノ後交換船ニ依ル歸朝者ノ齎セル報告等ニ
依リ宣戰又ハ斷交ノ日附等ニ付改訂ヲ要スル點鈔カラサルコト判明
セルニ付此ノ際之ヲ別表ノ通改訂スルコトト致度

(日本標準規格B5)

外務省

政務局

第四課長

第五課長

第六課長

第七課長

條約局長

宣戦ノ布告又ハ通告發出ノ日附ヲ以テ戦争状態發生ノ
昭和一八一〇ニ七 条ニ
時トスルヲ以テ其ナリトスル理由

宣戦ノ布告又ハ宣戦ノ通告ノ發出ノ日附ト右通告接受ノ日附ト
ノ間ニ相違ノ間隔アリ而シテ通告右通告ニ於テ宣戦ノ日附ヲ明
示シ居ラザル場合何レノ日附ヲ以テ戦争状態發生ノ時トナスベ
キヤノ問題ニ付テハ国際法上確定セル所ナキ次第ナル處右如キ
場合ニ於テハ宣戦ノ布告又ハ宣戦ノ通告ノ發出ノ日附ヲ以テ戦争
状態發生ノ時トスルコトニ決シタルベシト認め其ノ理由左ノ通
シ

一九〇七年ノ海峽ニ関スル條約ハ「締約國ノ理由ヲ附シタル宣戦

外務省

宣言ノ形式又ハ條件附屬宣戦ノ合ニ戰後通牒ノ形式ヲ有

スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其相互間ニ戦争ヲ開始スベ

キカナル場合ニ於テ現行ノ宣戦ノ合ニ承認ス(同条約ノ)

条)レ旨ノ規定アルモ右ノ如キ手續ニ依ラザル場合ニ於テモ現行

ニ戦争状態ノ發生スルコトアルハ言フ迄モナシ。即チ条約或ハ國際

法違反ノ問題ハ別トシ一國ハ其ノ一方的ノ意思主義ニ依リ從テ其ノ

任意ノ時ニ於テ戦争状態ヲ發生セシメ得ベキコトハ現行國際法理

論上否定シ得ザル所ナルベシ。從テ宣戦ノ通告が相手方ニ到達スル迄ハ

戦争状態ノ存在セズトナスベキ理由ナシ。

外務省

(一) 現在ノ問題トシテモ(一)通信機關ノ發達セル現在ニ於テハ一國ニ依ル
 宣戰ノ事實ハ多クノ場合其ノ相手國ニ於テ通告ヲ俟タズシテ之
 ヲ知り得ベキヲ以テ宣戰ノ通告ニ斯ノ重キヲ置クノ要ナカルベク(四)
 出先機(周)ノ利益代表ニ対シテ宣戰ヲ通告シ又ハ其ノ傳達ヲ
 依頼シタル場合ニ於テ右ノ通告ハ現實ニ本國ニ到達スルハ實際
 上甚ダシク遅延スル場合少カラザルベク(五) 此処到達主義ヲ採ルベキハ
 例シテ時時ラ以テ攻撃状態ニ於テハ(一) 宣戰ノ通告ハ其ノ相手國ニ到達スルハ實際
 (三) 尚從來ノ一國ニ對シテハ(一) 宣戰ノ通告ハ其ノ相手國ニ到達スルハ實際
 帝國ニ對シ宣戰セル國が宣戰ノ通告ニ於テ其ノ日付ヲ明示セル場合
 宣戰ノ事實發生ノ日付ヲ通告受領ノ日付以テ之ヲ起ラシムルコト

外務省

ラ認メ居リ(例) エギプト、メキシコ (四) 又認定ニ依リ戰爭状態ニ發
 生ヲ認メ居ル(例) ドミニカ、ニカラガア(五) トニハ牙指ア其言ハザルベカ
 ラザルベシ

外務省

「大東」の各名 敵國及斷交國一覽表 (昭和十八年九月一日現在)

條約局第二課調

國名	帝國ニ對スルハ斷交戰	帝國ヨリ宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
「イラーク」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「エジプト」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「コロンビア」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「キューバ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ドミニカ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ホンデラス」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「グアテマラ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ニカラガ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「エルサルバドル」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ハイチ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「オランダ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「タキシマ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ベルギー」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「リビア」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「シリア」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「パナマ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ペルー」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「チリ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ウルグアイ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ブラジル」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ボリビア」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「エクアドル」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「パラグアイ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ノルウェー」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「アイスランド」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「フィンランド」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「スウェーデン」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「デンマーク」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ギリシャ」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ユーゴスラビア」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ルーマニア」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ハンガリー」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ポーランド」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「チェコスロバキア」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「ソ連」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日
「日本」國	宣戰	宣戰	昭和十六年十二月八日

敵國及斷交國一覽表 (昭和十八年二月二十日現在)

條約局第二課調

國名	帝國ニ對スルハ斷交戰	帝國ヨリ宣戰又ハ斷交	上記状態ノ發生セル日附
「イラーク」國	宣戰		昭和十六年十一月十六日 (當該國時間) 本有
「エジプト」國	斷交		昭和十六年十二月八日 (當該國時間) 本有
「コロムビア」國	斷交		同 年十二月八日 (當該國時間) 本有
「キューバ」國	宣戰		同 年十二月八日 (當該國時間) (認定) 本有
「ドミニカ」國	宣戰		同 年十二月八日 (當該國時間) (認定) 本有
「ホンデュラス」國	宣戰		同 年十二月九日 (當該國時間) (認定) 本有
「グアテマラ」國	宣戰		同 年十二月九日 (當該國時間) (認定) 本有
「コスタリカ」國	宣戰		同 年十二月九日 (當該國時間) (認定) 本有
「ニカラガ」國	宣戰		同 年十二月九日 (當該國時間) (認定) 本有
「サルヴァドル」國	宣戰		同 年十二月九日 (當該國時間) (認定) 本有
「ハイチ」國	宣戰		同 年十二月十日 (當該國時間) (認定) 本有
「オランダ」國	宣戰		同 年十二月十日 (當該國時間) (認定) 本有
「メキシコ」國	宣戰		同 年十二月十日 (當該國時間) (認定) 本有
「ペルギヤ」國	宣戰		昭和十七年五月二十二日 (當該國時間) 本有
「バハマ」國	宣戰		昭和十六年十二月十七日 (當該國時間) 本有
「ギリシア」國	宣戰		同 年十二月十八日 (當該國時間) 本有
「ヴェネズエラ」國	宣戰		同 年十二月二十三日 (當該國時間) 本有
「ウルグアイ」國	宣戰		同 年十二月三十一日 (當該國時間) 本有
「ブラジル」國	宣戰		昭和十七年一月二十四日 (當該國時間) 本有
「エクアドル」國	宣戰		同 年一月二十五日 (當該國時間) 本有
「ボリビア」國	宣戰		同 年一月二十八日 (當該國時間) 本有
「パラグアイ」國	宣戰		同 年一月二十九日 (當該國時間) 本有
「アルゼンチン」國	宣戰		同 年三月三十日 (當該國時間) 本有
「イラン」國	宣戰		同 年四月十三日 (當該國時間) 本有
「チリ」國	宣戰		昭和十八年一月二十日 (當該國時間) 本有

イ
3
1
5
6

敵國及斷交國一覽表(改訂)(昭和十八年十月二十日現在)

條約局第二課調

國名	帝國ニ依ル宣戰ニ對スル宣戰	上記ノ日附
「コスタ・リカ」國	宣戰	昭和十六年十二月七日
「ドミニカ」國	宣戰	同 年十二月八日
「ホンデュラス」國	宣戰	同 年十二月八日
「グアテマラ」國	宣戰	同 年十二月八日
「ニカラグア」國	宣戰	同 年十二月八日
「サルヴァドル」國	宣戰	同 年十二月八日
「ハイチ」國	宣戰	同 年十二月八日
「パナマ」國	宣戰	同 年十二月九日
「オランダ」國	宣戰	同 年十二月十日
「キューバ」國	宣戰	同 年十二月十日
「ベルギー」國	宣戰	同 年十二月十八日
「メキシコ」國	宣戰	同 年十二月二十日
「イタリヤ」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「エジプト」國	宣戰	昭和十七年十一月十六日
「ギリシヤ」國	宣戰	昭和十七年十一月十七日
「コロンビア」國	宣戰	昭和十七年十一月十七日
「ペルー」國	宣戰	昭和十七年十一月十七日
「ヴェネズエラ」國	宣戰	昭和十七年十一月二十四日
「ウルグアイ」國	宣戰	昭和十七年十一月二十五日
「ブラジル」國	宣戰	同 年十一月二十八日
「ポリアリア」國	宣戰	同 年十一月二十八日
「エクアドル」國	宣戰	同 年十一月二十九日
「パラグアイ」國	宣戰	同 年一月三十日
「アルゼンチン」國	宣戰	同 年三月三十日
「イラン」國	宣戰	同 年四月十三日
「チリ」國	宣戰	昭和十八年一月二十日

(備考)
 (一) 帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交ノ日附ハ「オランダ」國、「ベルギー」國(斷交ニ付テノミ)、「ギリシヤ」國及「イタリヤ」國ノ分以外他ノ諸國同時ニ依ル
 (二) 「ホンデュラス」國、「グアテマラ」國及「ニカラグア」國ノ宣戰並ニ「ドミニカ」國ノ宣戰ノ日附ハ何レモ認定ニ依ル
 (三) 宣戰政權「ドゴール」政權並ニ「ユーゴスラヴィヤ」、「ポーランド」、「エチオピア」及「チエコスロヴァキヤ」等ノ諸國ノ所謂「命政權」ハ大東亞戰爭勃發後同モナク夫々帝國ニ對シ宣戰シタル總報セラレタル處帝國ハ是等ノ政權ヲ認め居ラザルヲ以テ何レモ右ハ無視セラレキモノナリ
 「イタリヤ」國「パドヴォ」政府ハ昭和十八年九月三日米國及英國ト休戰シタル處帝國政府ハ同月二十七日「ファシスト」共和政府ヲ承認シタルヲ以テ同日以後ニ於テハ帝國政府ハ「パドヴォ」政府ヲ認めザル次第ナルモ同政府ハ「ノ亡命政權」トシテ存存シ居レリ

3

高「イタリア」國「バトリオ」政府は昭和十八年九月三日、羊毛及黄
國ト併執シテ「 <u>共</u> 」帝國政府同月二十七日「 <u>ア</u> 」フランスト「 <u>共</u> 」共和政府ト
承認シタルヲ以テ同日以後ニ於テハ帝國政府ハ「バトリオ」政
府ヲ認め「 <u>共</u> 」項ヤカモ同政府ハ「 <u>共</u> 」 <u>共</u> 」ト命令政
トシテ併執シテ「 <u>共</u> 」

外務省

2

「(三) 重慶政権」ハ「ドミゴール」政権並ニ「ユーゴスラヴニア」 <u>ポ</u> 「 <u>ボ</u> 」 <u>ラ</u> 「 <u>ン</u> 」 <u>ド</u> 「 <u>エ</u>
「 <u>テ</u> 」 <u>ィ</u> 「 <u>オ</u> 」 <u>ピ</u> 「 <u>ア</u> 」 <u>」</u> 及「 <u>チ</u> 」 <u>ェ</u> 「 <u>コ</u> 」 <u>ス</u> 「 <u>ロ</u> 」 <u>ヴ</u> 「 <u>グ</u> 」 <u>ヤ</u> 「 <u>ア</u> 」 <u>」</u> 等ノ諸國ノ所謂亡命政権
ハ大ニ在亞戰爭勃發後同モナク夫々帝國ニ對シ宣戦
シタル懸報セラレタル後帝國ハ是等ノ政権ヲ認め「 <u>ハ</u> 」
「 <u>カ</u> 」 <u>ル</u> 「 <u>リ</u> 」 <u>」</u> ヲ何レモ右ハ無視セラレ「 <u>ハ</u> 」 <u>ギ</u> 「 <u>モ</u> 」 <u>ナ</u> 「 <u>リ</u> 」

外務省

「イラーク」國ハ昭和十六年十一月十六日（當該國時間）同國駐節
帝國臨時代理公使ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ
依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レリ。

帝國ハ昭和十六年十二月八日米國、英國、濠洲聯邦、「カナダ」、
南阿聯邦及「ニュージールランド」ニ對シ帝國ハ同日之等諸國ト戰爭
状態ニ入レル旨ヲ通告セリ

「エジプト」國ハ昭和十六年十二月十一日在京同國代理公使ヲ通シ
昭和十六年十二月八日以降帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタル
ニ依リ帝國ハ昭和十六年十二月八日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レ
リ。

「コロンビア」國ハ昭和十六年十二月八日（當該國時間）同國駐節

帝國公使ニ對シ同日以降帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ
依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レリ。

「キューバ」國ハ同國駐節帝國臨時代理公使ニ對シ帝國トノ間ニ戰
争状態發生セル旨通告シ（日附不明）且右ハ帝國臨時代理公使ノ依
頼ニ基キ「キューバ」國駐節獨逸國公使ヨリ獨逸外務省經由在京獨逸
大使館ニ打電セラレ在京獨逸大使館ヨリ昭和十六年十二月十七日外
務省ニ通達セラレタル處「キューバ」國ノ帝國ニ對スル戰爭状態發
生ノ通告ハ昭和十六年十二月八日（當該國時間）ニ爲サレタリト認
メラルルヲ以テ帝國ハ「キューバ」國ハ同日以降帝國ト戰爭状態ニ
入りタルモノト看做セリ。

「ドミニカ」國ハ「キューバ」國駐節同國公使ヲ通シ「キューバ」
國駐節帝國臨時代理公使ニ對シ帝國トノ間ニ戰爭状態發生セル旨通

告シ（日附不明）且右ハ帝國臨時代理公使ノ依頼ニ基キ「キューバ」
 國駐劄獨國公使ヨリ獨國外務省經由在京獨國大使館ニ打電セラレ在
 京獨國大使館ヨリ昭和十六年十二月十七日外務省ニ通達セラレタル
 處「ドミニカ」國ノ帝國ニ對スル戰爭狀態發生ノ通告ハ昭和十六年
 十二月八日（當該國時間）ニ爲サレタリト認メラルルヲ以テ帝國ハ
 「ドミニカ」國ハ同日以降帝國ト戰爭狀態ニ入りタルモノト看做セ
 リ。

「アルゼンティン」國外務省ニ達シタル公電ニ依レハ「ホンテユラ
 ス」國、「グアテマラ」國、「コスタ。リカ」國及「ニカラグア」
 國ハ帝國ニ對シ宣戰セル旨昭和十六年十二月九日附ヲ以テ「アルゼ
 ンティン」國駐劄帝國大使ヨリ公電接到セルニ依リ帝國ハ右四箇國
 ハ同日以降帝國ト戰爭狀態ニ入りタルモノト看做セリ。

「ブラジル」國駐劄帝國大使及「アルゼンティン」國駐劄帝國大使
 ヨリ「サルヴァドル」國ハ帝國ニ對シ宣戰セル旨昭和十六年十二月
 九日附ヲ以テ公電接到セルニ依リ帝國ハ「サルヴァドル」國ハ同日
 以降帝國ト戰爭狀態ニ入りタルモノト看做セリ。

「ハイタイ」國外務大臣ハ昭和十六年十二月八日附東郷外務大臣宛
 電報ヲ以テ帝國ニ對シ宣戰ヲ通告シタルニ依リ帝國ハ右電報ヲ受領
 シタル昭和十六年十二月十日以降同國ト戰爭狀態ニ入レリ。

「オランダ」國ハ昭和十六年十二月十日在京同國公使ヲ通シ帝國ニ
 對シ戰爭狀態ノ存在ヲ通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト戰爭
 狀態ニ入レリ。

「メキシコ」國ハ昭和十六年十二月十一日在京同國公使ヲ通シ帝國
 ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國

⑤ ✓

交斷絶状態ニ入レリ。次テ同國ハ昭和十七年六月一日同國ニ於ケル帝國ノ利益代表國タル葡萄牙國ノ同國駐劄代理公使ヲ通シ日本及「メキシコ」間ニ同年五月二十二日以降戦争状態存在スル旨ヲ通告シタルニ依リ帝國ハ昭和十七年五月二十二日（當該國時間）以降同國ト戦争状態ニ入レリ。

「パナマ」國ハ昭和十六年十二月十七日在京同國公使ヲ通シ帝國ト戦争状態發生セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト戦争状態ニ入レリ。

「ベルギー」國ハ昭和十六年十二月十八日在京同國大使ヲ通シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レリ。次テ同年十二月二十日帝國ト戦争状態ニ在ル旨聲明シ右聲明ハ同國ノ利益保護國タル「スエーデン」國ノ在京公

5

⑥ ✓

使ヲ通シ昭和十七年一月三十日帝國外務省ニ通達セラレタルニ依リ帝國ハ昭和十六年十二月二十日以降同國ト戦争状態ニ入レリ。

「ギリシャ」國ハ昭和十六年十二月二十三日在京同國公使ヲ通シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レリ。

「ヴェネズエラ」國ハ同國駐劄帝國臨時代理公使ニ對シ昭和十六年十二月三十一日（當該國時間）ヲ以テ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レリ。

「ペルー」國ハ昭和十七年一月二十四日（當該國時間）同國駐劄帝國臨時代理公使ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レリ。

6

「ウルグアイ」國ハ昭和十七年一月二十五日（當該國時間）同國駐在帝國外交官憲ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶狀態ニ入レリ。

「ブラジル」國ハ昭和十七年一月二十八日（當該國時間）同國駐節帝國大使ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶狀態ニ入レリ。

「ボリヴィア」國ハ昭和十七年一月二十八日（當該國時間）同國駐在帝國外交官憲ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶狀態ニ入レリ。

「エクアドル」國ハ昭和十七年一月二十九日（當該國時間）同國駐在帝國外交官憲ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶狀態ニ入レリ。

「バラグアイ」國ハ昭和十七年一月三十日（當該國時間）同國駐在帝國外交官憲ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶狀態ニ入レリ。

「ノルウェー」國ハ昭和十七年三月三十日在京同國臨時代理公使ヲ通シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通告シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶狀態ニ入レリ。

「イラン」國ハ昭和十七年四月十三日（當該國時間）同國駐節帝國公使ニ對シ一週間以内ニ同公使ノ退去方ヲ要求シタルニ依リ帝國ハ同日以降同國ト國交斷絶狀態ニ入レリ。

「チリ」國ハ昭和十八年一月二十二日在京師公使ヲ通シ昭和十八年一月二十日（當該國時間）以降帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨通知シタルニ依リ帝國ハ昭和十八年一月二十日以降同國ト國交斷絶状態ニ入レリ

「イラーク」國ハ昭和十八年一月三十日土耳其外務省ヲ通シ「イラーク」國ハ昭和十八年一月十七日（當該國時間）以降帝國ト戰爭状態ニ入レル旨ノ一月二十二日附「イラーク」國外務大臣發帝國政府宛通告文ヲ土耳其駐節帝國大使宛送付シ越セルニ依リ帝國ハ昭和十八年一月十七日以降同國ト戰爭状態ニ入レリ

27

四 得 表	三 得 表	二 得 表	一 得 表 外 務 省	政 務 局 表	文 書 課 長	儀 典 課 長	人 事 課 長	秋 書 下 部	山 川 課	有 田 課 長	次 官	大 臣	高 官 及 新 交 員 表	輔 佐 官 及 新 交 員 表
			18.11.8.	18.11.8.	18.11.8.									

情
 院
 海
 大
 大
 集
 部
 5部
 35部

者
 外
 者
 9
 57
 27

27
 57
 9
 35
 102
 300

宣戰新交國表送付先(公信依らず送付ノモ)

一 官内参事官 一部

一 大藏省主計局長 四部

一 官内省外子課 土部

一 高澤理子官 二部

一 會計課長 二部

一 條一課長 二部

一 陸軍省軍務課山崎少佐 三部

一 岸岡晴記 一部

一 官川参事官 一部

一 井出事務官 二部

一 糸平山崎少佐 二部

外務省

枢軸側諸國ノ敵國及新交國表送付先

一 會計課長 二部

一 官内参事官 一部

一 大藏省主計局長 四部

一 政三(モリス)浦塩(送付) 二部

外務省

宣戰断交事情摘要

一 東京高菜、横須賀、佐世保、各空母檢所

三部 宛

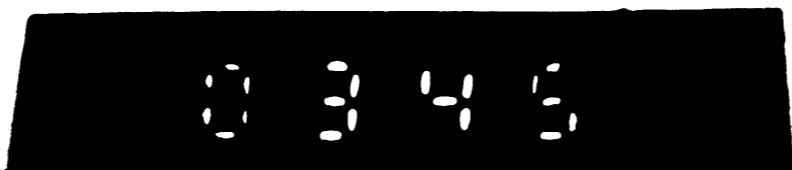
一 條 長 一部

一 條 二 長 三部

一 條 一 長 二 部

外務省

REEL No. A-1080



附屬物同封

條二普通合第八〇九號

昭和十八年十一月十日

外務省條約局長

陸軍省、海軍省、大藏省、内務省
大東亞省、情報局、宮内省

敵國及斷交國一覽表送付ノ件

今般條約局ニ於テ作成シタル「敵國及斷交國一覽表」五部御參考
送ニ茲ニ送付ス

本個送付先 陸軍省、海軍省、大藏省、内務省、大東亞省
情報局、宮内省

(日本標準規格B5)

外務省

附屬物同封

條二普通合第八一〇號

昭和十八年十一月十日

外務省條約局

横須賀捕獲審檢所
東京高等捕獲審檢所

敵國及斷交國一覽表送付ノ件

今般本件一覽表ニ改訂ヲ加ヘ別表ヲ作成シタルニ付右十五部茲ニ
送付ス

本信送付先 横須賀、東京高等捕獲審檢所

(日本標準規格B5)

外務省

附屬物同封

條二普通合第八一一號

昭和十八年十一月十日

外務省條約局第二課

司法省秘書課長
特許局總務課長

敵國及斷交國一覽表送付ノ件

今被條約局ニ於テ作成シタル「敵國及斷交國一覽表」五部御送付
送ニ茲ニ送付ス

本信送付先 司法省、特許局

外務省

(日本標準規格B5)

附屬物同封

條二普通第一八八號

昭和十八年十一月十日

外務省條約局

佐世保捕獲審檢所

敵國及斷交國一覽表送付ノ件

本年三月一日附條二普通第四一號ヲ以テ本件一覽表ヲ送付致シ置
キタル處今被該表ニ以訂ヲ加ヘ別表ヲ作成セルニ付右十六部茲ニ
送付ス

外務省

(日本標準規格B5)